

# 資料提供

提供年月日：平成30年(2018年)1月30日  
部局名：琵琶湖環境部  
担当課：環境政策課  
担当名：環境管理係  
担当者名：宮野、井上、小西  
内線：3358  
電話：077-528-3357  
E-mail：[de00@pref.shiga.lg.jp](mailto:de00@pref.shiga.lg.jp)

---

## (仮称)米原風力発電事業計画段階環境配慮書に対する 滋賀県知事意見について

平成29年11月10日付けで事業者から提出のありました標記計画段階環境配慮書について、滋賀県環境影響評価審査会および関係市町長の意見を踏まえ、別添のとおり事業者に対して滋賀県知事意見を述べましたので、お知らせします。

### < 事業概要 >

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| (1) 事業名      | (仮称)米原風力発電事業          |
| (2) 事業者      | ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 |
| (3) 事業内容     | 風力発電所(陸上)の設置          |
| (4) 事業規模     | 最大23,800 kW           |
| (5) 事業実施想定区域 | 滋賀県米原市および岐阜県不破郡関ヶ原町   |

※1月30日(火)午後2時より、記者レクを行います。

(仮称) 米原風力発電事業計画段階環境配慮書に対する  
滋賀県知事意見

本事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

1 全般的事項

(1) 事業実施に当たっては、平成 29 年 3 月に資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」を遵守すること。

(2) 事業実施に当たっては、各種法令等を遵守し環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。

また、今後の手続に当たっては、住民等への積極的な情報提供や説明会の開催等により、相互理解の促進に努めること。

(3) 事業実施想定区域の近隣で、別の風力発電事業の環境影響評価が実施されている。この別事業で実施された調査結果等があれば、参考に入手するよう努めること。

他の既存資料についても、可能な限り新しい情報を入手するよう努めること。

(4) 事業実施想定区域は、全域が「イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン」に含まれており、国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシやクマタカの生息および繁殖が確認されていることから、事業の実施によりイヌワシやクマタカへの重大な影響が懸念される。

また、事業実施想定区域は、サシバやハチクマ、ノスリ等、渡りを行う猛禽類が数多く通過する主要な経路に位置している可能性が高く、これらの個体の移動経路や高度によっては、衝突事故や移動経路の阻害等の深刻な影響を与えることが懸念される。

2 (4) により、猛禽類をはじめとする鳥類についてあらゆる環境保全措置を講じてもなお、重大な影響を回避または十分に低減できない場合には、本事業の取り止めも含めた事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

(5) 事業実施想定区域およびその周辺には、保安林や砂防指定地および急傾斜地崩壊危険区域が存在しており、土地の改変に慎重を要する地域である。また、下流には絶滅危惧種も生息しており、水環境や生態系への影響が懸念される。

したがって、水源涵養林の機能への影響や、土砂や濁水の流出等による動植物の生息・生育等の自然環境への影響について適切に調査、予測および評価を行い、土地の改変量を最小限に抑えること等により、生活環境、自然環境への影響を回避または極力低減すること。

また、保安林は、制度の趣旨を踏まえ、森林以外の用途へ転用しないよう配慮すること。

## 2 個別的事項

### (1) 水質

河川や沢筋等からの距離の確保に努めるとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、仮設沈砂池の設置等により土砂や濁水の流出を最小限に抑えること。また、湧水を含む水循環系に対する構造物の影響を適切に評価し、水環境への影響を回避または極力低減すること。

### (2) 騒音・風車の影

住居等への影響について適切に調査、予測および評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離すこと等により、生活環境への影響を回避または極力低減すること。

### (3) 動物

バードストライク、バットストライクの事例や、ニホンカモシカの生息状況等を調査し、その結果を踏まえて風車の配置等を検討することにより、野生鳥獣への影響を回避または極力低減すること。

現地調査等を行う場合には、野生鳥獣の生態や地元の状況に精通した専門家の意見等を踏まえて、適切な調査手法を十分検討すること。また、調査結果とその評価についても専門家から意見聴取を行うこと。

### (4) 動物（鳥類）

事業実施想定区域の周辺には、複数のクマタカのペアが確実に生息および繁殖しており、広大な行動圏を持つイヌワシも 10 km 圏内にペアの生息および繁殖が確認されている。これら希少性の高い猛禽類への影響を評価するに当たっては、行動圏、生息場所利用、行動様式について、繁殖期を含む年間にわたる調査を最低 2 年間は実施すること。また、事業実施に伴う樹木の伐採による環境改変が、特にイヌワシでは行動圏を変化させることがあることから、環境改変後の影響についても的確に予測、評価すること。

渡りを行う猛禽類についても、その移動経路や高度は気象条件により大きく変化することを考慮し、この地域における渡りの時期、移動経路、高度等の実態を正確に把握したうえで、その影響を評価すること。

さらに、本事業の実施による猛禽類をはじめとする鳥類に対する影響と、環境保全措置を想定した場合の影響の低減については、客観的かつ可能な限り定量的に評価すること。また、その結果を踏まえた環境保全措置を講じることにより、鳥類への影響を回避または極力低減すること。

なお、現地調査等を行う場合には、猛禽類に関する既存の調査結果や既存資料、鳥類の生態や地元の状況に精通した専門家の意見等を踏まえて、適切な調査手法を十分検討すること。また、調査結果とその評価についても専門家から意見聴取を行うこと。

#### (5) 景観

景観重要区域だけでなく、一般区域も含めた広範の区域からどう見えるのかを評価すること。景観には、風車の細かな設置位置や基数などが影響するため、フォトモンタージュを作成し、客観的な予測および評価を行うこと。

また、暮らしの景観、登山ルートからの見え方も考慮すること。林道等を新設する場合は、その影響についても評価すること。

#### (6) 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場、特に霊仙山登山ルートの利用状況等について調査および予測を行い、事業実施による影響を評価すること。その際、活動の場の利用者および地域住民等から意見を聴くよう努めること。

#### (7) 廃棄物

工事で発生する伐採草木、建設残土等について、適切に処理すること。

#### (8) 文化財

事業実施想定区域に存在する埋蔵文化財（八講師城遺跡）における土地の改変は、可能な限り回避すること。

#### (9) 伝承文化

保護すべき重要な文化が存在しないか、住民の生活、生業、信仰において重要な場所になっていないかを調査すること。